

アダム・スミスにおける国家と経済 (下)

前 川 知 賢

目 次

- I 市民社会の調整原理としての国家
- II 第二の自然的なものとしての国家
- III 『グラスゴー大学講義』における国家と経済 (以上15巻1号)
- IV 『国富論』における国家と経済 (総論) (以上15巻2号)
- V 『国富論』における国家と経済 (各論)
 - (イ) 国家の役割の二面性
 - (ロ) 産業の進歩の差異の調整原理としての国家
 - a. 産業構造における農業
 - b. 産業構造における貿易
 - (ハ) 独占禁止の主体としての国家
 - (ニ) 共同防衛等の主体としての国家
 - a. 公共政治の理念
 - b. 国防 (付・主権者の役割り)
 - c. 司法
 - d. 公共施設または事業 (公共土木・教育・宗教)
 - (ホ) 分配の正義における国家
- VI スミス自然法に対する批判とその現代的意義 (以上15巻4号)

V 『国富論』における国家と経済 (各論)

- (イ) 国家の役割の二面性

以上われわれは分業より出発して市民社会の原理, 生産力の体系について述べ来り, さらに進んで国家的機能も亦不可欠であり, 分業の形態とし

て許容されるということ，しかし市民社会原理とは異質なるかのごとき国家的機能も第二の自然としてその根底において市民社会原理の進展のためにあるということについても述べて来たが，次に進んでその具体的なる諸作用について考察せねばならぬ。而してこれには二つの面がある。ひとつは，自由に対する制限としての国家の役割りで，国富論第4篇の末尾に於て示唆され，第5篇第1章以下において展開されているところの国家の三つの義務がこれに当り，周知のごとくこれはいわゆる夜警国家的役割りと称せられるところのものである。今ひとつは，自由と事物の自然的成りゆきとを阻害するものに対する対抗原理としての経済政策及び制度の主体としての国家の役割りで，主として国富論第3篇及び第4篇に説かれているところがこれに当り，前者の消極的役割りに対しこれはいわば国家の積極的役割りとも称すべきものである。

従来のスミス国家論の研究をみるに，市民社会の消極面たる前者の役割りについての考察に限られ，後者の国家の積極面の考察をなしたものは寥々の星であるが，私はこれは片手落ちも甚だしく，もっともっと後者の積極的作用の面の研究をも促進すべき要を痛感して止まぬものである。以下展開するごとく，この積極的な面とは，産業構造に対する経済政策的並びに制度的作用を対象とするものであるが，分業として許容された政治が反転して独立の存在根拠を発揮しうるゆえんのものも，主としてここにあるのである。一般の研究とは異質であるかもしれぬが，以上の理由によって，私は以下まずこの後者の積極面よりはじめて，その後前者の夜警国家的側面に立帰りたいと思う。

(ロ) 産業の進歩の差異の調整原理としての国家

a 産業構造における農業

「事物の自然の成りゆきによれば，あらゆる発展的な社会の資本の大部分は，まず第一に農業にふりむけられ，次に製造業にふりむけられ，そして最後に貿易にふりむけられる。」¹⁾とは，スミス経済学の根幹であるばかりでなく，又同時にその経済政策論，産業構造論の第一綱領であり，目標でもある。スミスにおいて自然的とはザインにして同時にゾレンでもあ

り、かく表現することによって彼はその実践的部面をも明示したものであり、従ってこれは又同時に、「それゆえにすべての国のポリティカル・エコノミーの方針として、第一に農業を尊重し、これについて製造業を、そして最後に商業に資本を向わしめることが自然であるが、国内商業よりも外国貿易を優先せしめてはならないし、これら二つよりも仲継貿易を優遇するようなことがあってはならない。²⁾」ということをも含意するものであろう。周知のごとくこれは経済発展段階説を背景とするかのごとき観があり、ここからスミスを目して発展段階説をとっているとする 것도可能だろうが、しかしスミスが上のようにいったことは決して抽象的な理論からなしたのではなく、又農業重視の上の論より、フィジオクラートの影響を見、両者の妥協の所産なりとする見解も可能だが、しかしこれも誤りであり、スミスは決して農業を過重評価し、これから製造業や商業の役割りを過小評価乃至無用の長物視したのでは決してないのである。彼は農業を重視しつつもそれが更に製造業や商業にまで高度化されてゆくことを確信して止まなかったのである。

しかしそのことは扱て置き、上のごとくいうことによって彼は近代ヨーロッパにおいてこれとは逆の政策がとられ、あるいは商→工→農といった極端な政策や農工併進、あるいは工業優先などの政策がとられているが、これは誤りであるとして告発し、国家の経済政策、産業構造策定の根本はかかる不自然を改めて自然的順序に立直らせるところにあるゆえんを論証せんとするところにその狙いがあったわけである。今日この高度成長資本主義諸国家において農業をはじめとする第1次産業再評価の動きのあることは周知のとおりだが、恰かもこれを先取りしたのがスミスの経済政策論であって、今さらのごとくその炯眼に敬服し、その再評価の要を痛感するものである。

さて、抑々なぜ農業はしかく重要であるのか、具体的にいえば、なぜ農業は自然的順序としてその頭初に置かるべきであるのか。前述のごとく産業の進歩の順序についての彼の発言の中には、農業と共に貿易政策のことも述べられているが、紛糾を防ぐため貿易の件は次節にゆずり、以下もっ

ばら農業について考察いたしたい。

しかしその前に1, 2断っておきたい。如何なる経済においても農業と工業とは共に不可欠であり、両者は相互補完的である。農業（あるいは農村）は工業（あるいは都市）に対して原料と生活必需品とを提供し、これに対して工業はその製品を送り返えし、又文化の余恵を及ぼす。この関係は古今東西普遍的だが、実をいうとこの関係について相異なる二つの場合がある。その一つは農業に先行性を与える考え方であり、今ひとつは逆に工業に先行性を与える考え方である。この後者の考え方によれば、両者は相互補完的とはいえ、優位は工業にあり、農業は工業によって刺戟され主導されつつ近代化してゆくのであり、従って農業は受身であり、農民は視野の狭い無気力な階級と考えられるわけで、後にスミスの批判者として現われたフリードリッヒ・リスト（1789—1846年）がその『経済学の国民的体系』（1841年）において展開したところはあたかもこの思想の典型だった。スミスの場合これとは逆で、農業は工業に先行し、その基礎の上にはじめて工業がありうるのである。蓋し工業の生産するところは便益品や贅沢品であるが、このことは生活必需品の生産、つまり農村の余剰生産物の増加を俟ってはじめて可能だからである。³⁾ では農業の重要性と先行性とは何が故に生ずるのか。スミスによれば、それは「事物の自然的成りゆき」(natural course of things)であるという。然らば、抑々事物の自然的成りゆきとは何か、農業が工業及び商業に先行することが事物の自然的成りゆきに叶うとはいかなることであるのか。

ここにわれわれは主題に答えるべき段階となったわけだが、これに当てられているのが『国富論』第3篇である。今ここでいわれているところを要約すると、それは次の三点である。即ち、

その第1は、同一の労働でも、農業に投下された労働は他の産業に投下されたそれよりもより生産的であるということであり、その第2は、製造業は農業から与えられた素材を加工して奢侈品や便益品を製造するものであり、又商業は単なる配給部品の産業たるに反し、農業は両産業の基礎たる生活必需品を提供するものであるということであり、又その第3は、農

業はもっともよく人間性に適合するものである，ということこれである。

第1のことは，労働の生産性が製造業や商業に比してより大きく，三つの産業中最大であるということを目指すことは勿論だが，しかしその他『国富論』第2篇第5章で製造工業との対比において展開されているように，農業に於ては人間の労働以外に自然が生産に参加して〈純収入〉を生ぜしめるし，更に農業資本は製造業向け資本より多量の生産的労働を動員するという事柄から帰結するところである。⁴⁾

第2のことは，商品生産が資本主義社会の常態たることよりすれば，ザインたるよりもむしろゾレンの匂いがつよい立言だが，しかし前述のごとく農工の補完は消滅するものでありえぬ。

又，第3のことは，利己心や交換性向が人間性の内奥深く底在しているてうスミスの人間性観を表現したものであって，土地に対する農民の並々ならぬ執着と改善への性向がこれを裏書きしているが，と共に，田園の美しさ，田園生活の楽しさ及びそれらが約束する心の平安に対するスミスの憧憬といったものの反映ともみなされるだろう。

さて，以上に対してわれわれは如何に考うべきかというに，この3個の事由中真に科学的検討に耐えうるものは第1のそれのみであり，残る2つはザインであるよりもむしろゾレンだか，単なるロマンチズムにすぎないといったのが従来の通見であり⁵⁾，それはそれで決して誤謬とはいわれぬが，しかし私はそれに全面的に同情いたしかねるのである。たとえば，第2の条項において，農業を第1次産業と置きかえてみれば，スミスのいわゆる生活必需品の生産が製造工業の不可欠の基礎であるということも，納得のゆくところであろう。私の考え方は石油や食糧の需給がその急を告げているこの20世紀後四半期の状勢からの推論であるとはいえ，これをスミスの当時に及ぼすことも決して荒唐無稽ではあるまい。又，第3のことも同様今日的状勢にひきつけての解釈かもしれぬが，これ又決して無視できぬ妥当論であろう。

ところで，すでに述べたように，スミスの意図はさらに，事物の自然の成りゆきはかく農業→製造業→商業のコースを辿るべきであるに拘わら

ず、近代ヨーロッパではこれとは逆のコースがとられ、ために富裕のコースは阻害された、これは誤りで、これを正す方途が講ぜられねばならぬ、というところにあった。よってわれわれは生産性論を去って次に産業の進歩の差異とその是正策とに取組むべき段階となったわけである。

ではまず近代ヨーロッパにおいてなぜ逆行的政策がとられたか。上述のごとく、農業→製造業→商業と進行することが自然のコース、生産性高く且つ安全なる道行きたるに拘らず、あるいは商→工→農とも、農業放擲ともみれる政策がとられたのは何故であるのか、又その政策的制度的表現はいかなるものだったかというに、スミスによればローマ帝国末期における蛮族来寇とそれにつづく封建制度の樹立の結果大土地所有制が定着し、これが根本となって土地が粗放化に委ねられたことが抑々の原因であり、更に長子相続や限嗣相続の制度がこれに拍車をかけたというのである。今、ゲルマンの来寇、封建制度の確立とその絶対主義への移行などといった史的事情はこれを省略して、もっぱら大土地所有制の欠陥について述べれば、この制度は土地所有権の確保のために必要止むを得ざるに出でたもので（従って詳しいことは省略するが、当時としては不可欠の根柢にもとづいていた）とはいえ、これが農業に与えた影響は大いにマイナスだった。蓋し、大土地所有者は領土の防衛や支配権の拡大にのみ関心し、農業生産力の維持増進に腐心するところがなかったからである。一般にかれらは「自分の年々の貯蓄を自分の在来の所有地の改良に使用するよりも新しい土地の購入に使用する方が一層有利である」ということを知っており、かれらはこの経済原則に従ったのである。そして、長子相続制や限嗣相続制はこの原則に即応するものであり、分割を防止するためこの制度が採用され、固定的となっていったのである。

そして、スミスによれば、かかる封建的遺制及び大土地所有制と同然のことは、市民社会に近接し、製造業者や商人の時代となっても継承して続行された。かれら商人らは農村に赴いて土地を購入して不在地主となったが、在村地主と歩調を合せて共に農業にとってマイナスとなるがごときことを敢てした。いわゆる紳士 (gentlemen) と称せられる階層がそれであ

り、而してスミスによれば、両者共土地の改良に不熱心なることは同様だが、より悪いのは郷紳（country gentlemen）の方であって、かれらは都市の製造業者や商人に比して農業改良という点では罪責より大であるという。

然らば次にかかる事態は如何にして転回され、又その目標は何処に置かるべきかというに、まず後者の点よりいえば、スミスの脳中にあった理想的農村像が独立自営の小農による集約農業にあったことは、火を見るより明らかである。蓋し人間が自己の所有物に対して手入れをよくするということは、その通有性であり、就中農民に於てこのことが典型的だからである。「もともとは土地所有者というものは、自分の小さい土地をすみずみまで知りつくしており、そのすべてを、財産の中でもとりわけ小財産が自然にかき立てる愛着の眼で見、またそれだけに、それを耕作するばかりでなく、それを美しくすることをも楽しみにするものであって、一般にすべての改良家の中で、かれはもっとも勤勉で、もっとも賢明で、しかももっとも成功的な改良家である。⁶⁾」よくいわれているように、スミスの理想的農民像はいわゆるヨーマンであり、さらにこれに土地所有権（単なる借地権でなく）が付与されることが究極の理想だったのである。

そして、さらにスミスによれば、経済合理性の作用するところ、極めて緩慢にはあるが、いわゆる大土地所有制は崩壊してついにいわゆる独立自営農民への道は開かれていったのであり、今その間のことを史的に回顧してみると、凡そ次のごとくである。即ち、まず大土地所有制下においてはじめ行われたのは農奴制だったが、しかしこの制度は莫大な維持費を要するところから、漸次自由人への移行が開始された。生産者が自己の労働の成果を享受することが大であればあるほど、生産性は増す。やがて領主はこれに気づき、農奴制より分益小作人制への移行を採用するに至った。これに対して国王も領主の権勢を削ぐことに役立つところからむしろ歓迎の態度をとった。とはいえ、この分益小作人制も漸次自由農民制へと移行するに至った。蓋し分益小作人はその収穫の大半を地主へ納付せねばならぬところからそれだけ労働の意欲を殺がれ、進んで農地の改良に傾倒する

ことが少なくなったからである。完全なる所有者となっはじめて農民は土地改良に努力するものであり、これが自営農民制への道を拓いた最大の事由である。尤もしかし土地の完全なる所有権はしかく容易に達成されたわけではない。ヨーマンの制度がいち早く発達したのはイングランドに於てだったが、かれらが完全なる所有者となるまでには、極めて長い年月にわたっての長期借地権の制度を経てからだった。しかしそれはともかく、英国や西欧諸国にあって、更にアメリカ大陸にあっては模範的に、この制度への移行が実現し、近世になってようやく逆立ちしていた事物の自然的成りゆきが回復されるに至ったのである。

製造業や商業の基礎として、先立って確立されねばならぬ農業とは、以上のごとく、いわゆるヨーマンによって担われる集約農業のいいであって、ここにおいて労働生産性は上り、人々の稼働力も高いのである。かかる専業農家制の確立と強化とに乗出し、これを効率化することを国家の経済政策の根幹とすることが、即ちスミス経済学の根本理念だったのである。尚、これについてはさらに当時における英国の土地制度を一瞥するの要があるが、しかし只今はこれを省略する。

b 産業構造における貿易

前節においてわれわれは近代ヨーロッパで行われた大土地所有制が事物の自然的成り行きに反し極めて不生産的なことよりはじめて、かかる逆行現象の発生した事由とその解消策に及び、さらにヨーマンをもって農業を担当せしめることこそ正しい道であるとの結論に到達したが、すでにそこでも一寸触れておいたように、今一つこれと並んで自然の成りゆきに反するがごとき経済思想とその政策とがあるとして、スミスはこれに立向った。いわゆる重商主義及びこれに基づく経済政策が即ちそれである。重商主義とは一般に金銀の獲得をもって富の増加とみなすと共に、そこから金銀の流出を防止するためその輸出禁止を国是とするがごとき経済思想であるが、しかしかかる素朴な重金思想に止るものではなく、究極において輸出入のバランスにおいてより多く金銀を獲得すれば可なりとするいわゆる貿易差額説ともなり、むしろこの方がより一般的であろう。これに対して

スミスは批判の矢を放ち自己の労働価値説，消費中心の思想と対決せしめているのである。周知のとおり『国富論』第4篇の大半がこれに当てられており，彼の重商主義に対する批判は以後の学者より苛酷に失するとの評をとっているほどだが，今その要旨を整理すると，次の3点にあったと思われるのである。即ち，

①金銀は唯単に価値の尺度，交換の要具にすぎず，富そのものではない。富と称すべきものは労働の成果たる必需品及び便益品を措いて外になく，単なる尺度や用具にすぎざるものをもって，富と同一視することは誤りである。

②貿易差額の獲得を目的とすることはもとより，それに基づくあらゆる経済政策，すなわち輸入の禁止や制限，輸出の奨励，戻税，奨励金，通商条約，植民地経営などは悉く誤りである。それらは究極において生産性を増加せしめるどころかむしろ逆に減少せしめるものであり，少くとも一般社会には何のプラスをももたらさぬ底のものである。

③そもそもかかる思想の行われるに至ったのは外国貿易を業とし，これについて殆んど独占的地位と権限とを得ている一部商人と，かれらに付属している生産者の利益を図り，これを擁護せんとするに出でた，極めて利己的独占的性格のものであって，もと国民大衆とは無縁のものであり，なかんづく消費の増加とその高度化とを庶幾する中等並びに下層階級には全く無縁のものである。

ということ，これである。細部にわたっていえば至らざる点多々あろうと思われるが，大筋においてスミスの批判の要旨は上のごときものであり，而して彼がこれをもって事物の自然の成りゆきに反するとするゆえんは，農業→製造業→商業という順序を逆転して商業→製造業→農業とするがゆえで，具体的には上の中②③であろう。スミスはこの外尊重されねばならぬ消費は社会の中等ならびに下層階級のそれ，すなわちその消費が節約と蓄積と国内市場の拡大とに向けられるがごとき消費たらねばならぬともいい，暗に独占商人や製造業者の浪費，奢侈乃至は海外への流出を戒めているのであるが，この辺りにスミスの真意があるのであるまいか。

スミスの学説の大要は以上のごとくとして、然らばわれわれはこれを如何に評価すべきか。スミスの重商主義批判は過酷であるが、率直に言って今日多くの学者によって指摘されているとおり、スミスと重商主義理論との差は唯単に紙一重であるかもしれないし、また国民所得の増加についていえば、重商主義はこれを流通により、スミスはこれを生産によって得ようとしただけのことで、生産と流通とはしかく分離したものではないし、又消費についていえば、市民社会の産業が究極的に中等ならびに下層階級の消費、あるいは必需品及び便益品の供給にあったとしても、このことは外ならぬ生産によってもたらされるものであって、切り離して単に消費のみを論ずることは片手落ちといわざるをえぬだろう。

とはいえ、こういった点を考慮に入れてもなおスミスが重商主義的施策を目して事物の自然の成りゆきに反すると、きめつけたことにはそれ相応の理由があったといわねばならぬ。簡単にいえば、一部上層階級のためにあり、決して国民全体のためのものではなかったという点がそれで、もしこの場合の国民全体ということがいわゆる産業資本家だったとしても、そのことはスミス理論の正当性を減殺するものではない。この辺りのことを知悉せしめるスミスの言葉を引用すると、次のとおり。曰く「消費は一切の生産の唯一の目的であり目標である。生産者の利益は、唯消費者の利益を増進するに必要な範囲に於てのみ顧みらるべきである。しかるに重商主義においては、消費者の利益は殆んど不断に生産者のそれに犠牲に供せられている。そしてそれは、消費ではなく生産をもって、一切の産業および商業の究極の目標および目的であると考えているように思われる。(中略)そしてこの後者の階級の中では、わか商人と製造業者が誰よりも有力な設計者だった。」云々。¹⁾

以上をもってこの項を終るが、以上のごとくだからといってスミスが貿易を否定するものでないことは、勿論だろう。さようなことは自由貿易論者スミスにとってありうべからざるところであり、産業社会が必然的に国際関係を予想し、貿易へと進展してゆくことは、喋々を要せざるところで、一部階級のための貿易はこれを排するものの、全国民のための貿易ま

で排する理由はどこにもありえぬ筈である。

(イ) 独占禁止の主体としての国家

産業社会はその中で各主体が利己心に導かれ、利潤追求を発条として富や名誉や高い地位をめざして文字どおりフルスピードで競走している丁々発止の戦場、龍攘虎搏の修羅場であり、その極相互に相手を踏みつけて走ったり、引倒したりすることが一再ならずである。だがしかしフェア・プレーに反するこういった諸現象は厳に禁止され、その侵犯は排除されねばならぬ。こういったことを規定したのがすなわち正義の法あるいは法的規制であり、これを制定するものが国家であり、又国家の機関である。スミスがこれをいかに重視したかは「第1の深慮の徳は利己心により、他の2つ——正義と仁愛の徳は利己心によってひきおこされる。社会は仁愛の徳を欠いても、成り立ちえぬわけではないが、しかし不正義の横行は社会を全く滅亡せしめるものである。正義の徳は社会の全組織を支える親柱である。⁸⁾」といているところからも明白であろう。勿論こういった正義の法は慎重の徳や仁愛の徳とは対照的に単に、何々してはならぬとの禁止形否定形をもってされており、ここからその法は唯それに違反せざるよう用心すれば足るといった底のもので、常識的判断をもって足るものではあるものの、これあるによって社会の平和は保たれ、産業界の秩序は維持されるのであるから、その効用には測りしれざるものがあるのである。

スミスにとって、経済の原則はあくまで自由競争だが、しかしそれには、それがフェア・プレーの原則に反してはならず、その間に公正の原則が貫かれねばならぬというのがその確信であり、そのために法的規制が不可欠なので、この間のことは今日多くの国々で制定されている独占禁止法や公正取引法のごときを連想せしめるだろう。まさしく然り、スミスにとって独占の禁止、公正競争は産業社会の不磨の法則であり、これを立案制定し、実践せしめるところに政府の役割りがあったのである。スミスの独占に対する反感は前節重商主義に対する彼の批判の一点よりしても明白だが、さらに彼が『国富論』第4篇第2章で展開している商人の独占行為に対する痛憤の言葉に徴しても、生産者や中小企業者たちの自由を王殺せん

とする商人や製造業者の独占に対する彼の憎悪の程も付度されるというものだろう。

とはいえ、スミスにおける独占禁止の問題をとりあげるに当たっての重要な一事は、彼のいわゆる社会と、そこで蟠居していた独占企業なるものが、今日のそれとはウクライドを異にし、文字どおり未だ資本主義発出時のそれだったということである。まず、スミスにとって社会とは、独立生産者からなる、各々が対等な、純粹競争の社会だったということである。今日資本主義社会は高度に発展し、そこでは労資の対立はもとより、独占寡占のごとき管理体制が支配しており、文字どおり不平等の社会となっている。これに対し当時の社会は初期の資本主義社会であって、独立農民、独立職人、あるいは自営資本家からなる、個人本位の、しかもその個々人が各々対等で且つ相互に競争することを建前とする、ある意味では古典的な民主主義社会だったのである。

とはいえ、すでにそこに独占が存在していた。その1は、彼が前述のごとく『国富論』第4篇において攻撃してやめなかった重商主義的商人や製造業者であり、かれらの地位がいかに独占的で、国民所得の形成にとってマイナスだったかは上來說明したとおりである。その2は、対等である筈の同僚の間から出て同僚を労働者被雇傭者としておとしめつつ自らは資本家として、君臨するがごとき人々である。詳述することは避けるが、等価に交換さるべき労働の価値の分配についてそこに相異なる場合が発生することは資本主義社会の常である。たとえば、ある大工が5時間の労働で1個の机をつくり、同じく5時間の労働で靴屋が1個の靴をつくったとし、両者の間で机1個と靴1個が交換されたとする。机1個の価値をきめるものは、それに投下された労働量五時間ということもできるし、その机がそれと引換えに支配する靴1足という商品の中に含まれる五時間労働だということもできる。資本主義社会にあっては、後者の支配労働説によって万事が行われるのが通常なのである。労働者にとって投下労働は10時間だが、賃金として手に入れる支配労働は5時間であり、又これを逆に資本家の立場からいえば、5時間分の生活物資をもって労働者をやとい入れ、これに

よって10時間分の生産物を支配するわけである。この点に関するスミスの認識，なかんずく労働価値の二面性についての認識は必ずしも明確であったとはいいがたく，混乱はあったが，しかし彼が早くもこの危険を洞察し，かかる意味での独占に対して鋭い批判の矢を放ったのである。

なかんずくこの点でわれわれが敬服してやまぬのは，彼が早くも右の意味における資本家の合同，そこから発生する独占の可能性を予知し，その危険性を告発している点である。この辺りのことは，主として『国富論』第5篇「商業のための公共施設」のところで説かれており，従来あまり注目されてはいないのであるが，私はこれをスミスの反独占の論拠として重視したい。今その要旨を摘記すると，当時個人企業とならんで合同企業の形態をとる，いわゆる会社企業には2つのものがあった。共に植民地経営のためのものだが，制規会社（regulated company）と株式会社（joint stock company）とがそれである。その区別を簡単にいえば，前者においては，会社の成員は自己の資本で自己の危険において事業を行うが，後者においては，全成員の資本が共同の事業に投下され，その損益も各人の資本持分に応じて割り当てられる。両者は共に特定の商業部門のために設立され，その部門に従事しようとするものは，入会金を支出するか，出資するかによって，許可されるわけである。

さて，スミスはまず制規会社に対し，それが同業組合の排他的独占的性格をもつところからま正面からその危険性を告発し，競争を制限し，新しい冒険的企業の参入を阻止しているゆえんを述べてやまぬ。スミスが槍玉にあげているのはハンブルグ会社，東方会社，トルコ会社，アフリカ会社などである。と共に，スミスによれば，株式会社も亦その独占的性格に於ては制規会社とえらぶところはない。むしろ制規会社が独占のために作られたのに比して株式会社ははじめから独占なしには存在しえないのである。蓋しかかる会社の理事は自己自身の貨幣の管理者であるよりも他人のその管理者たるところから，そこには怠慢と濫費がつきもので，個人的冒険的企業者と対等の立場で競争することはできず，それゆえに又排他的特許権を要求してやまぬからである。いう迄もないことだが，会社，なか

んづく株式会社制は資本主義経済のABCであり、基幹である。いかに未だ個人経営主体の時代だったとはいえ、かく株式会社制をも非難してやめぬということは、スミスの認識不足を露呈して余りある次第だが、しかしともかくも彼がそこに独占的性格はもとより非能率性をも看取していたということは、今日の独占寡占のごときものの類同物が発生するゆえんの警告として受とられぬことはなく、興味を唆られる次第である。因みに彼がかかる独占的会社形態の尤なるものとして告発したのは、英国史に於てよく顔を出して周知のハドソン湾会社、南海会社、東インド会社などがそれだったのである。

最後に、彼のいわゆる正義の徳すなわち法の世界の内容について一瞥しよう。彼のいう法なるものが今日のいわゆる法又は法律と大差のないことは勿論だが、中でも彼がもっとも重視したのは、自由競争の公正を保障するための経済法と、資本主義存立の根本にかかわる財産法とであって、彼はこれを社会の一般的規律と名付け、それはもっぱら(イ)個々人の人格及び生命の保護、(ロ)財産の安全、(ハ)個人的権利の保全の三つを内容とするものである。中でも重要なのは(ロ)と(ハ)の私有財産及び個人的権利の安全で、この限りではスミスはまさに資本主義のチャンピオンだったのである。

(二) 共同防衛等の主体としての国家

a 公共政治の理念

体制又は機構はそのもたらす効用よりもむしろその秩序、調和のとれた規則性の美のゆえに人々を吸引するとはスミスがその『道徳情操論』（初版1759年）来一貫して持ちつづけている思想で、多分に芸術至上主義の匂いのつよいものだが、これは多分に割引きして考えられねばならぬ。体制や機構の存在根拠はやはり公共精神のもたらす人民の福祉、それによって招来される各成員の安全と平和などといったその実際的効果の中に求めらるべきであり、あるいは逆に一般に快感を与えるほど均斉のとれた体制や機構はその機能面においてもすぐれているというような解釈も可能なのである。スミスが更につづけて次のごとくいうゆえんでもある。曰く「政治学の研究、すなわち市民政府のさまざまな体制、それらの長所と短所、わ

が国の政治機構，諸外国との関連でのその国の地位と利害関係，その商業，その防衛，それが苦勞している不利な点，それがさらされそうな危険，前者をいかにして除去し，後者をいかにして防止するかについての研究ほど，公共精神を促進する傾向の多いものはない。このために政治についての研究はもしもそれがただしく妥当で実行可能であれば，思索のあらゆる仕事の中でももっとも有用なるものである。それらのうちもっとも貧弱でもっとも劣悪なものでさえも，まったく効用をもたないものはない。それらは少くとも，人びとの公共的信念を鼓舞し，それらを社会の幸福を促進する手段をさがすために起ち上らせるのに役立つのである。⁹⁾」ポリティカル・エコノミーとしての『国富論』がその最終の第5篇に於て体制や機構についての論，国家とその機能としての政治論を付加することによって体系として完成されるゆえんのものは即ちここにある。『国富論』の体系は技術的，社会的，国際的に加えてさらに国民的総分業によみがえる分業のシステムであり，機構であり，そしてこの最後の公共政治の体制としてのよみがえりの中に究極のしめくりが行われるのである。¹⁰⁾ 換言すれば，国家の作用，政治は経済学的にみれば分業ではあるものの，それが政治の世界によみがえって逆に経済の世界に対する規制者，独立の権力となって支配するのである。¹¹⁾ かかる作用も第2の自然的なるものとして結局は経済的利益のために存在することは屢説のとおりだが，それが相対的独立制を保持し活躍することによって経済の目的よりよく，より深く達成されるのである。

スミス経済学の根本原理は自由放任である。ひとり企業家や農民ばかりでない，労働者はもちろん公共の職業に従事する人々といえども自由に放任され，一切が各成員の選択と競争とに委ねられる。とするならば，国家に残されたところは極めて少く，ある意味で皆無に近いといわざるをえない。国家に残されたところは文字どおり〈夜警〉以外にないかもしれぬ。通説のスミス論の説くところはすべてこれである。しかしながらこういったスミスの国家論観は誤りといわざるをえぬ。夜警以外に国家にいかに重大な，積極的な責務があるかは上に筆者が産業の進歩の差異の調整や独占

禁止の作用において屢説してきたとおりであって、これによって一般の誤解を正すところがあったと確信するが、さらに強調すべきは、国家の消極的責務として『国富論』第5篇に於て説かれているところが単なる夜警的なるもの以上にいかに広範且重要なものであるかということであり、仮りに百歩ゆずってよしそれが夜警的な性格のものだったとしても、それあることによってはじめて市民社会は秩序を保ち、平安裡に進行するのであって、その効用にははかりしれざるものがあるのである。

スミスが国家の義務としてあげるところは、(イ)社会を他の独立の社会の暴力や侵略から保護する義務、(ロ)社会のあらゆる成員を他のあらゆる成員の不正または圧制から保護する義務、(ハ)ある種の公共土木事業及び公共施設を建設し維持する義務の3つで、これを簡略していえば国防、司法、公共事業ということになるだろう。この3つと併せて財政を論じたのが『国富論』第5篇である。以下では財政はこれを省略して右の三つの義務をテーマとして検討しよう。

b 国防（付・主権者の役割り）

さて、以上の三つの中何ととっても重要なのは、「社会を他の独立の社会の暴力や侵略から保護する義務」すなわちいわゆる国防であろう。彼が『国富論』第5篇の冒頭においてこのことをもって主権者の第1の義務と宣告し、軍事的な力による防衛を最先議件としたゆえんのものには実はこちらにあるのである。彼が国防の問題をいかに重視したかは、それに先立つ第4篇第2章において国防は富裕より重要なりとして、重商主義批判に例外を設定した一事によっても窺知されうるだろう。¹²⁾ 即ち彼は、外国産の安価な生活必需品や便益品の輸入が阻止されているのは主として親方製造業者や大貿易商人の排他的独占的地位に由来するもので、その根底には金銀をもって富とみなす謬見があるとして口を極めて重商主義の貿易政策を非難しつつも、自国の海運業を奨励し、そこから外国の船舶運航を禁止乃至制限している〈航海条令〉は国防上の必要から発するもので、正当の理由がある（具体的には英国の安全を脅やかすオランダに対抗することを指している）として、これをもって最も深い英知（wisdom of the state）

の所産なりと断言してはばからないのである。¹³⁾ 海軍力をもつということは勿論自国の貿易保護を目的とするもので、その限り富裕への配慮から発するとはいえ、まずもって国防を十分にせねばならぬとするところにスミスの配慮があることを忘れてはならぬだろう。

スミスの国防論は次の三つの原則からなっている。(イ)勤勉な、それゆえに又富んでいる国民は、あらゆる国民のうちでもっとも攻撃を受け易い国民となり、従ってさような国家にあっては国防は個々人の利益追求には委せておくことのできない国家の重大任務となる。(ロ)さような段階の国防は国民軍 (militia) によってではなく常備軍 (standing army) すなわち一切の経済活動から遮断され防衛を専業とする軍隊によりて担当されねばならぬ。(ハ)近代戦は火器による戦闘であり、従って経費も莫大となるため、その経費をもっともよく負担しうる国民が有利になることは明らかであるが、しかも進歩した市民社会はよくこれに耐えうるものであり、而して国防のための経費は（主権者の尊厳維持のための経費と共に）直接全社会より徴収さるべきである。という三ヶ条が即ちこれである。

前進するに先立って 1, 2 注釈を挿入すると、以上のごとくすればスミスは国防に対して極めて積極的であり、国防国家のごときを脳裡に描いていたと想像されがちだが、しかしそうではない。彼は産業と生産力の進歩につれてすべての国民が非好戦的となることを信じていたのである。蓋し人々は皆自己の職業に忙しくなり、軍事に暇を割くことを快しとせざるようになるからである。にも拘らずなお常備軍の要を強調してやめなかったのは、上述のごとく、市民社会が進歩し富める国となればそれだけ攻撃を受け易くなるという現実認識から発するもので、ここでは詳述しないが、すでに当時においてこのことはまさしく現実だったのである。スミスはここで国家をその発生期に於てでなく、眼前の出来上った市民社会、英国社会の現実に即して考えているのであって、社会はその夜警を喫緊の急務として要求していたのである。

却説、上記三項目中スミスがもっとも強調してその要を高唱したのは外ならぬ常備軍の一件である。彼は常備軍と国民軍との比較について長々と

説明しているが、これは当時スコットランドにおいてこのことが話題の対象だったこともさりながら客観的にもっともその要を痛感したからだろう。彼が前述のとおり常備軍の生誕をもって国家の英知なりとしてその独立的分業化を強調しているの一事によってその間のことは了解されるだろう。スミスにとって常備軍に対する要請は火器装備の高度化と訓練の徹底の二項目であり、なかんずくよく訓練されているという1項にもっとも多く期待したのである。彼はこのことが野蛮国の開化にすら貢献するとして、次のごとくいっているのである。曰く「よく訓練された常備軍によってのみ文明国は防衛されるが、同時にそれによって野蛮国は相当に開化されるのである。常備軍は不可抗の力をもって、主権者の法を帝国の遠い属州にまで確立する。」と。¹⁴⁾ さらに彼はつづけてロシアのピョートル大帝の例をあげ、「放縦に近い程度の自由は、主権者がよく訓練された常備軍によって守られる国に於てのみ許される。」ともいっている程である。

すでにかくのごとくだから、国防のための経費が如何に高価につこうとも、社会全体から徴収さるべきことも理の当然で、怪しむに足らぬだろう。ここで詳述することは省くが、司法や公共土木に要する経費は可及的受益者負担たるべしとして社会全体より徴収することを背じなかったスミスが国防費に関しては例外としたことは、彼がこれを如何に重視したかの証左として、深く銘記さるべきだろう。

付・主権者の役割り

以上によって国防関係のことは終るが、ここにつけたりとして没却することのできぬ一事がある。前々回にも展開したとおり国家の統治形態には君主政、共和政の二つがあるわけだが、スミスは共和政をとらない。これには深い配慮があり、彼が封建的前期的という非難は当らぬ、英国の特殊性から共和政よりも君主政を上策としたのであるが、それはともかく、スミスはさらに国家範疇の中に主権者としての君主をも加えたところから、分業の最終的形態としての国家とその機能の中には更に主権者をも加えるべきであろう。だから正確には、政治は君主と政府というように換言さるべきであり、念のため特にこのことを付加しておきたい。

次にスミスは君主の位置の重要性に鑑み、その威厳保持のための経費は国防費と同様社会全体より徴収さるべきであるとし、これを独立せしめると共に、主権者は政府の最高責任者ではあるものの、その物質的基礎においては君主は君主、政府は政府として、君主の私家会計と政府の公共会計とは別異さるべしとしたのである。この辺りの配慮にも並々ならぬものがあるが、詳細は省略する。

c 司 法

国防について国家の義務として重要なのは、「社会の各成員がその社会の他の成員から侵害されたり抑圧を受けたりせぬよう保護する義務」すなわち司法である。ところで、いう迄もないことだが可法とは主として裁判を指称するものであり、而して右にいう侵害とか抑圧とかいうことは市民社会においては主として財産に関係するそれである。市民社会における司法とは第1義的に財産に関する紛争を対象とするものであり、ここから司法とはこれを換言すれば、持ったものを持たざるものから防衛する作用ということになる。まさに彼が「大きな財産のあるところには常に大きな不平等がある。一人の極めて富裕な人のために少くとも500人の貧しい者がいなければならない。」というゆえんである。¹⁵⁾ これによってみれば、恰かも市民社会に於ては財産の不平等から階級闘争が生起し、そこから裁判の必要が生ずるといっているようだが、しかしそれは彼の真意であったわけではあるまい。むしろ〈不平等〉の体制にも拘わらず社会全体としては所得の増大がもたらされるということを強調するところにあったと思われるのである。¹⁶⁾ たとえば、現代の厚生経済学に於ていわれているごとき富者より貧者への所得の移転によってその平等化を期待するよりも、むしろ市民社会の発展によって全般的に所得が増大し、貧者も亦その余沢に預るといった風に解していたと思われるのである。しかし根本において司法の役割りを財産の保護に置いていたことは、まぎれもないところである。

然らば次の問題として司法関係の経費は何によって賄うか。いささか前後するが、スミスにあっては公共の利益は全般的貢納によって、特定の利益は個別的貢納即ち受益者負担によってということが原則であり、特定の

利益についてはいわゆる等価交換の原則が貫かれねばならぬというのが彼の根本信条である。国防や主権者の尊厳保持は社会全般の利益なるが故に全般的貢納によって賄われたのである。然らば司法については如何。一般に司法費は国費をもって賄うということが常識だが、スミスはこれを全面的に肯んぜず、裁判の費用は可及的手数料によって充てるべきだとの見解を持っていた。勿論そのために裁判の不公正を招いてはならぬから厳格な枠組を設定した上でという条件付きではある。こういったことは他の公共施設はもとより学校の経費についても同様に考えていたわけで、そこに自由主義経済学者スミスの性格の反映をみるものである。

d 公共施設または事業（公共土木・教育・宗教）

主権者の第三の義務は公共施設または事業の設置と維持、すなわち「大きな社会において極めて有益だが、その利潤はいかなる個人又は少数個人の出費をも償いえず、従っていかなる個人又は少数個人もそれを設置し維持することを期待しえないような公共の施設または事業」すなわち具体的にいえば、道路、鉄道、港湾、橋梁、運河などの水陸の交通施設および郵便、造幣などと、教育施設とである。なおこういった範疇に入るものとして宗教上の施設、教会や寺院があるので、ここではこれらを一括して考察することとする。

まず第一の公共施設および事業についていえば、公共の利益となるものは国費をもって、個別的利益は受益者負担とするのが原則で、現代の常識からすれば以上のものは大半が国費をもって賄われるべきであるが、スミスはこれを最少限度に止め可及的私的経営にゆだね、その費用も受益者負担とすべきことを力説するのであり、ましてや特定商業部門の諸施設のごときは本来国家が保護すべきではなく、たとえば貿易上のそれのごときも会社にゆだねる方がよく、しかも制規会社にせよ株式会社にせよ、極めて非能率的なものだから、よほどその独占的性格を戒めねばならぬという。銀行、保険、運河管理、水道などの諸事業は結局会社経営とするの外ないだろうが、それもその事業が社会的有用性を有する限りにおいてのみ許容されるのである。

教育についていえば、スミスは国家的施設はむしろマイナスをもたらすとし、一般成人教育及び勤労少年教育を除いてはその要なしとする迄に消極的な考え方を持しており、又教師の俸給は授業料収入をもって賄えというのが持論である。公費支給は教師を怠惰ならしめるというのがその事由で、それは一半の理由を存するものの、われわれ現代人の考え方とはかなりの距りがある。又、教育内容についてもスミスの考え方は文字どおりの実用主義で、ゆたかな教養といった理念とはかなり距りがあった。

宗教についても略々同様で、友人 D・ヒュームなどとは対照的に国教を否定し、小宗派の自由競争を可としていたし、又これに国費を投ずるがときは愚拳として排撃していたことは、特記されてよいだろう。

(ホ) 分配の正義における国家

『国富論』の本旨はポリティカル・エコノミーであり、主権者と国民とを共に富裕にすることがその眼目である。とすれば地主や資本家はもとより労働者も亦分配の正義の恩恵に浴すべきだが、この点についてのスミスの考え方は、ヒューマニティあふれる面と共に意外に冷静な面があり、又多分に楽観的でもあった。以下各別にその所見を一瞥し、さらに若干の私見を加えたいと思う。

さて、スミスによれば、地代・利潤・賃金は年々の生産物の総価格であって、且つ所得源を構成する。スミスがこれら三者を直ちに価値とみなしたことは大きな誤謬だが、今そのことは扱って置き、これら三者についてのスミスの見解、なかんずくその倫理観を検討しよう。

まず利潤についていえば、彼の見解にはかなり進歩的なものがあった。彼は早くもこれについて付加労働説、剰余価値説をとっていたし、資本主義下において利潤率低下の必然なことをも洞察していた。資本主義社会においては資本家はその商品を販売するに当り、「原料の価格と労働者の賃金を支弁するに足る額の外に、なお利潤として、その上に若干額が与えられねばならぬ。それゆえ労働者が原料につけ加える価値はこの場合二つの部分に分解される。その中の一部分は労働者の賃金を支弁し、他の部分は雇い主の利潤を彼の前払いした原料及び賃金からなる全資本に対して支弁

する。」と、いっているが、これ即ち剰余価値説あるいは労働搾取説そのものを認定したことであろう。¹⁷⁾ マルクスがこれを高く評価し、そこから彼の剰余価値説を講想したことは余りにも有名である。

次に利潤率低下の傾向についても論及し、これを英国における利子率の史的推移から実証したことは、その道の人々にはよく知られているところである。¹⁸⁾ とはいえ、資本の蓄積の進行と共になぜ利潤率が低下してゆくかの原因の解明については多分に不徹底であり、結局賃金の増大と資本家の競争とに帰するに止り、それ以上の究明には至らなかった。

とはいえ、資本主義社会にあっては資本家の利潤が労働者の賃金よりより有利に決定されることは常態である。ここでは詳述しないが、すべて価値には自然率に落付く傾向があり、これを基準として現実価格は決定されるが、然らば利潤の自然率はどういうところに落付くべきか。彼はこの点についても言及し、英国に於ては利子率の3倍が上限であろうという。これをもって今日のいわゆる適正利潤率と思惟するも可であり、スミスはかような点にまで考慮をめぐらしていたわけであって、粗雑の考察との譏りは免れぬものの、やはり先覚者の明を知悉せしめられる次第である。

次に賃金については如何。まず彼は賃金は労働の自然的報酬だが、資本主義社会に於ては労資の契約によって定められる。この際労働者はなるだけ多く獲得し、これに反し雇主はなるべく少く与えようとし、その結果両者の間に紛争が発生する。この紛争において雇主は、団結の容易さ、国家権力を発動することができること、及び財産によって争議中の生活をささえることができること等のため労働者より優位に立ち、大抵勝利を収める。しかし労働者もこれに対抗して団結すべきであると迄彼はいうのである。

とはいえ、スミスは賃金に関しある程度楽観的見解を持っていたようである。即ち上記のごとしとはいえ、賃金には自然率があり、これはその線を越えては引下げておくことができない最低線がある。労働者自身およびその家族の生活維持費の合計がそれであり、彼がこれを一般のヒューマニティにもとらぬ最低率と名付けたことは、周知のとおりである。勿論これに対しては例外もある。現実の賃金は需要の多少によって上下し、自然率

以下に下落することもある。一般に賃金の騰落は労働人口に反作用し、その多少によって上下する。しかしそれによって労働力の供給はその需要に適合されるから、市場価格は自然価格に一致し、究極的には労働者及びその家族の最低生活費に一致するものであるという。のみならず、彼はさらに一段と楽観的見解を持し、国富の増進は労働者に対する需要を増加し、多々益々弁ずるに至るともいう。このことについては前節でも言及したが、スミスにあっては、所得の再分配のごときは問題とならず、国富の増大によって労働階級の前途は明るく、無差別曲線的に他を害することなく、個々人は自己の所得を増大しうると考えられていた。

次に今ひとつ賃金論において注目すべきは業種間の差等とその対策についてである。職業の選択が完全であり、その間さえぎるものがなければ、賃金は各職業間差異がなく、平等の水準に帰着する筈だが、現実はずしもそうではない、スミスはこの差異を職業自体の性格と、政府や組合の干渉の結果であるとして、就中後二者の干渉の撤去を高唱してやまぬのである。スミスによれば、賃金の業種間格差を生む原因として、①職業そのものの快不快②習得の難易③その仕事の雇用状況の安定不安定④当該労働者に対する信用の程度⑤成功の確率の多少の五つが考えられるが、しかし更に政府や同業組合の干渉からも生れてくるのであり、彼はその特権に対して極力反対し、労働者の能力の発揮を妨げることは、かれらの財産への明白なる侵害であるとまで断定するのである。¹⁹⁾

以上によってみれば、分配の正義に関する限りスミスの思想はさほどラジカルだったとは思われぬが、しかしかく私が断ずることは現代人の眼をもっているからであって、資本主義の前夜、その出立期にあった思想家としては、かなり遠い将来までも見通しての論であり、当時としては極めて英断的な考察であり、やはり進前的な面を備えていたことは否定することはできないだろう。

Ⅶ スミス自然法の批判とその現代的意義

スミスの自由主義経済学、レッセ・フェアを原則とするその自然法的経

済政策論に対して批判を下すことは、いとも容易なことである。スミスは自由放任がやがて格差を招いて激越な階級対立となること、資本主義社会には恐慌が不可避であり、そこから労働階級の悲惨はもとより、戦争のごとき危機の必然であること、一般に道徳的腐敗を伴い、疎外やアノミーの不可避なること等がそれであり、これは一般に指摘されているとおりである。しかもスミスはこれらの点について極めて楽観的であり、多少の波瀾はあったとしても終局的には見えざる手に導かれて有終の美をなし、調和の裡に収束されるだろうと考えていた。高名な予定調和の形而上学といわれるものがそれである。こういった批判は人口に膾炙するところであり、われわれもこれを全面的に肯定するものである。

とはいえ、特に筆者がこれに対して今一言付加したいゆえんのは、彼が経済学をもってポリティカル・エコノミーとして性格づけ、主権者と国民とを双方共富裕ならしめることを建前としたに拘らず、結果は必ずしもこれに副わざる局面が生起したるの故に彼の学説に対して不満だということこれである。スミスにして経済学をもって唯単に経済科学として規定したらんには、叙上の批判も不適當且不要だったわけである。これを換言せば、国家と経済との関係について今一步の精密な検討がなされるべきであったに拘らず、国家をもって単に夜警的役割に迄おとしめたところに問題があったのであるまいか。

しかしながらそういったことを悉く計算に入れてもなお没却すべからざる功績がひとつある。スミス経済学が統制にあらざることは勿論手放しの自由でもなく、統制と自由、競争と管理との対極の組合された状況をもって経済体制のあるべき姿としたことで、このことは、特に独占寡占の弊に悩む現下高度資本主義体制にとって示唆するところ測りしれざるものがあるだろう。就中今われわれが独占禁止の要に迫られているという現実、ウクライナを異にするとはいえ、その対応策についてスミスから教示されるところが一再ならずである。このことに関し少しく私見を述べれば、現代の危機として叫ばれているところのものをみるに、あるいは自由競争の害悪、あるいは管理体制の弊、又は各種の疎外現象など一にして止らぬ

が、中でもその尤なるが第2の管理体制であることは衆目の一致するところであり、而してこのことは第1の自由競争の害悪を止揚せんとして登場して来た社会主義や共産主義についてもあてはまるどころであり、新進経済学者正村公宏氏らも指摘しているとおりに、いわゆる反体制イデオロギーからもその〈必然観〉を排除して、自由主義的民主主義的機能を回復せしめるの要があるのである。これを要するに、統制と自由、所有と競争との対極を止揚して管理された自由競争とも称すべき一種の混合経済方式こそ当来のわれわれの進路であろう。²⁰⁾ そして、こういった観点からして、私はスミス経済学の中に幾多の示唆と教訓とを看取するもので、これは心ある大方の学者の共鳴をうるところであろうと確信され、その意味でスミスは今もなおわれわれの中に生きているのであり、又これからもその生命を持續して永遠に朽ちることはないだろう。²¹⁾

注

- 1) W. o. N. vol. I p. 359
- 2) W. o. N. vol. I p. 354
- 3) W. o. N. vol. I p. 356
- 4) W. o. N. vol. I p. 354
- 5) たとえば、本邦におけるスミス学の権威高島善哉氏の『国富論の解説』（春秋社）167頁。
- 6) W. o. N. vol. I p. 391
- 7) W. o. N. vol. II p. 160
- 8) 『道徳情操論』邦訳日光書院250頁。
- 9) M. S. p. 309
- 10) 大河内一男編『国富論研究』Ⅲ（筑摩書房）128頁（山崎怜論文「アダム・スミスと国家」）
- 11) 国家と政治が分業としてよみがえるという意味は、経済的カテゴリーたる分業が同時に対極の政治的原理となって独立するという義であって、私見は山崎氏の見解とは若干異るところがあるようである。
- 12) W. o. N. vol. I p. 429
- 13) W. o. N. vol. II p. 192
- 14) W. o. N. vol. II p. 200
- 15) W. o. N. vol. II p. 203

- 16) 高島善哉氏前掲書 323—4頁。
- 17) W. o. N. (Cannan ed.) p. 50
- 18) 英国に於て利子率は昔は10パーセント以上だったが、ヘンリー 8 世朝では10パーセント、ジェームズ 1 世朝では 8 パーセント、アン女王朝では 5 パーセント、アメリカ戦争前には 3 パーセントに迄引下げられたという。
- 19) W. o. N. (Cannan ed.) p. 70
- 20) 正村公宏『経済思想の革新』(NHKブックス) 参照。
- 21) 今回分の V 『国富論』における国家と経済(各論)を草するに当っては、特に下記の文献を参考にし、原典の訳文を孫引きさせて頂いた等のことを特にお断りして、お礼に代えるものである。
高島善哉『原典スミス国富論解説』(春秋社)
大河内一男編『国富論研究』Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ (筑摩書房)
越村信三郎『経済学史』(春秋社)